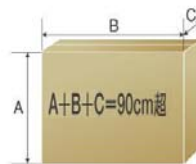


## 特定信書便事業者とは

郵便事業株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることは、郵便法により禁止されていますが、総務大臣の許可を受けた信書便事業者のうち、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外の物を含む。）の送達サービスを提供することが可能な事業者のことです。

### 1 大型信書便サービス【1号役務】

- ①長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



又は



### 2 急送サービス【2号役務】

- ②信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



### 3 高付加価値サービス【3号役務】

- ③1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物を送達するもの



1,000円を超える信書便物